

## 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(抄)

(中小・地域金融機関以外の預金取扱い金融機関  
についても事務ガイドライン第一分冊により準用)

### - 2 - 2 早期警戒制度

銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。

このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクに着目した行政上の予防的・総合的な措置(早期警戒制度)を講ずることにより、銀行の早め早めの経営改善を促していくものとする。

### - 2 - 3 収益性

#### (1) 意義

銀行がその金融機能を適切に発揮するためには、経営の健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な収益性の改善へ向けた取組みがなされることが重要である。

#### (2) 主な着眼点

収益管理態勢を整備し、その分析・評価に基づき業務再構築への取組みを行う等収益性改善に向けた態勢が整備されているか。

#### (3) 監督手法・対応

基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(収益性改善措置)

### - 2 - 4 信用リスク

#### (1) 意義

特定大口先への融資拡大が結果として銀行の経営悪化・破綻の原因となった事例を踏まえると、大口先にかかる信用リスク管理態勢の確立が重要である。

#### (2) 主な着眼点

与信集中に伴う信用リスクの経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。  
(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。

#### (3) 監督手法・対応

大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行

に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(信用リスク改善措置)

## - 2 - 5 市場リスク

### (1) 意義

有価証券等の価格変動等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価格が変動し、許容できる範囲を超えて損失を被る可能性があることから、適切にリスクを管理していくことが重要である。

### (2) 主な着眼点

有価証券の価格等の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。

### (3) 監督手法・対応

有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(安定性改善措置)

## - 2 - 6 流動性リスク

### (1) 意義

預金動向や資金調達の状況により資金繰りに支障をきたした場合は、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、日頃から預金動向や流動性準備を注視し、適切にリスク管理していくことが重要である。

### (2) 主な着眼点

預金動向や流動性準備の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。

### (3) 監督手法・対応

預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)

## 早期警戒制度について

金融再生プログラム（抄）  
 (オ)「早期警戒制度」の活用  
 自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

意義  
 金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。

